

## 埼玉県秩父農林振興センター技術審査会設置要綱

### (目的)

第1 埼玉県秩父農林振興センターが発注する工事等に総合評価落札方式を適用するに当たり、その審査の公正を期するため技術審査会を設置する。

### (所掌事務)

第2 技術審査会は、総合評価落札方式の適用にあたり、次に掲げる事項を審査し決定する。

- (1) 埼玉県総合評価小委員会に諮る落札者決定基準（総合評価のタイプ、選択評価項目の選定等）
- (2) 落札者（落札候補者）の決定
- (3) その他技術審査会の目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第3 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

- |         |            |               |
|---------|------------|---------------|
| (1) 会長  | 秩父農林振興センター | 副所長(林業部)      |
| (2) 副会長 | 秩父農林振興センター | 農村整備部長        |
| (3) 委員  | 秩父農林振興センター | 管理部長          |
|         | 秩父農林振興センター | 林業部長          |
|         | 秩父農林振興センター | 治山・森林管理道担当部長  |
|         | 秩父農林振興センター | 工事管理・事業調整担当部長 |

2 会長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

### (運営)

第4 会長は、技術審査会を招集し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

3 技術審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。

4 会議は、非公開とする。

### (報告)

第5 会長は、技術審査会の会議結果を埼玉県秩父農林振興センター所長に報告するものとする。

### (事務局)

第6 事務局は、埼玉県秩父農林振興センター林業部に置く。

### (その他)

第7 これに定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮

って会長がこれを定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。